

個別注記表
(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

重要な会計方針に係わる事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算出)

② 時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 新車、中古車は低価法

② 部品は移動平均法による原価法

③ 貯蔵品は最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

法人税法の規定による定率法、ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備・構築物は定額法による

平成30年4月1日以降は車両運搬具以外のものは定額法による

(2) 無形固定資産

法人税法の規定による定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法人税法の規定による法定繰入率により計上していたが、平成22年度税制改正に伴い法人税法の規定による法定繰入率に関わる中小企業向け特例措置が不適用となったことから、貸倒実績率の計算により計上。貸倒懸念債権特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づき、当事業年度末における退職給付要支給額を計上

(要支給額に直近の昇給率と割引率を織り込み、将来の給付額増と給付債務を現在価値に割引き計上)

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規定に基づき、期末要支給額を計上

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係わる方法に準じた会計処理による
ただし、平成20年4月1日以降にリース開始する、契約1件当たりのリース料総額が3百万円以上の取引に関しては、売買取引(オンバランス)による会計処理による

(2) 消費税等の会計処理

消費税の会計処理は税抜方式による

5. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日公表分。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日公表分)を、令和3年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

① 新車及び中古車小売販売

令和3年4月1日より、顧客への商品の受け渡し時点を「財又はサービスの支配が顧客に移転した時点」「登録」から「納車」へ収益を認識する時点を変更しています。

令和3年度の期首より前に会計方針を遡及適用した場合の累計的影響額を、令和3年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、令和3年度の売上高・売上原価・売上利益・営業利益・経常利益及び税金等調整前当期純利益軽微な影響があります。

6. その他の注記

- ・ 部品の棚卸廃棄損及び棚卸差益損は、部品売上原価へ計上していることによって、営業利益が2,057千円減少している
- ・ 営業外収益に計上している427百万円の内、400百万円は福島スバルからの株式配当金

以上